年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1	今回	のね	~ #	4. 生	の概要	ī
Ι.		מאנט	つぜん	ハマ	: U) NUT - S	÷

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から48年3月まで

18 歳から事業を営み、役場で所得税の申告を行っていたが、税務課の職員から「20 歳からは国民年金に加入しなければならない」と聞かされたため、私が役場で加入手続した。

申立期間当時は、実家から住民票を異動せずに、同一町内にアパートを借りて住んでいたが、実家とは頻繁に行き来し、家業を手伝っていたため、申立期間の国民年金保険料は、実家に送付された納付書を父親から受け取って、私が役場の窓口で納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 13 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く 国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は、その国民年金手帳記号番号の払出年月日から、20歳到達前に国民年金に加入手続していたものと推察されることから、申立人の納付意識は高かったことがうかがわれ、納付意識の高かった申立人が、加入手続のみを行い、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、その父親に国民年金保険料を立て替えてもらったこともあったと申し述べているが、申立人の両親は国民年金制度の準備期間中であった昭和 35 年 10 月1日に夫婦連番で国民年金の被保険者資格を取得し、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の両親の納付意識も申立人同様に高かったものと推察さ

れ、納付意識の高かった申立人の両親が申立人の保険料を納付しない事情も見当たらない。

加えて、申立人が供述する申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は、 当該町の収納方法と符合しており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月

- ② 昭和47年7月から52年3月まで
- ③ 昭和54年4月から55年3月まで
- ④ 昭和55年4月及び同年5月

国民年金には、昭和 43 年*月に私がA町役場で加入手続し、申立期間の国民年金保険料は、役場から送付されてきた納付書により、A町役場B支所か農業協同組合C支所で毎月納付していたはずなので、申立期間のうち、45 年3月及び 47 年7月から 52 年3月までの期間が未納とされていることに納得できない。

また、昭和54年4月から55年3月までの期間及び55年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料は還付されているとのことだが、還付金を受け取った記憶は無い上、55年4月及び同年5月については、国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立期間④の国民年金保険料は、当初納付済みとされていたが、昭和55年7月20日に還付決定されたことが確認できる。

しかし、申立人は、昭和54年4月30日に資格取得した共済組合の組合員 資格を、申立期間④前の55年4月1日に喪失していたことから、申立期間 ④は制度上、国民年金に強制加入となるべき期間であり、行政側の誤った 資格記録の訂正により、納付済みの保険料が過誤納処理されたものと認め られることから、納付済期間とする必要がある。 一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号を持つ任意加入者の資格取得日から、昭和52年12月に払い出されたことがうかがえ、申立人はこの時期に加入手続し、資格取得日を20歳到達時である43年*月まで 遡ったものと推察され、この時に申立人が加入手続していたとすれば、申立期間①及び申立期間②のうち47年7月から50年9月までの期間は時効により納付できない。

また、申立人は、20歳に到達した昭和43年*月ごろに加入手続を行ったと申し立てているが、その当時申立人は厚生年金保険に加入していたことから、国民年金に加入手続するのは不自然である上、申立人は、加入手続後にオレンジ色の表紙の国民年金手帳を交付されたと述べているが、その当時に申立人が国民年金に加入手続していたとすれば、交付される国民年金手帳の色はオレンジ色ではない。

さらに、申立期間①は、当初43年*月としていた資格取得年月日を、平成15年1月14日に、申立人が厚生年金保険資格を喪失した昭和45年3月21日に訂正したものであり、申立期間②も、平成19年9月5日に、申立人が申立期間①直後の45年4月1日に資格取得した共済組合の組合員資格を喪失した47年7月1日に資格取得年月日を訂正したものであることから、申立人の、申立期間①及び②当時に国民年金保険料を納付していたとする主張は不合理である。

加えて、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間③の国民年金 保険料を納付したことは確認できるものの、同期間は共済組合加入期間で ある上、これ以前に納付可能な国民年金保険料の未納期間が無いことから、 申立期間③の国民年金保険料がほかの期間に充当されることは無く、記録 どおり還付されていることについて不自然さはみられない。

その上、社会保険庁の記録には、申立期間③の保険料に係る還付金額や還付決定日が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、A町が保管する申立人の納付記録においても、申立期間に係る国民年金保険料が還付された記録が確認できるほか、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情は見当たらず、申立人は、申立期間③の国民年金保険料の還付についての記憶が無いとするだけで、国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年9月まで

申立期間については、納付期間を昭和 46 年4月から 48 年3月までとする 24 か月分の国民年金保険料の領収証書を所持しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書から、未納であった、昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を、49 年 7 月 9 日に納付していることが確認でき、当時、申立人が申立期間を含む未納保険料のすべてを納付する意思を有していたことは明らかである。

また、申立人が所持する領収証書の金額は、申立期間を除く 18 か月分の国民年金保険料を過年度納付及び特例納付した場合の額に相当するものであるが、当該領収証書は、申立人が届出した特例納付の申出書に基づいて、当時の行政庁が真正に作成したものと認められ、納付した金額に不足があれば、その差額は当然に納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立期間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国 民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から47年3月まで

結婚した昭和44年1月ごろに、私がA町B出張所で夫婦二人分の国 民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、B出張所や郵便局で夫婦 二人分を毎月納付していたはずなので、申立期間が未納とされているこ とに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(確定申告書等)は無い。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張するだけで、保険料の納付時期や納付方法については具体的な記憶が無いと供述しており、国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 12 月 21 日に夫婦連番で払い出されたことが確認でき、資格取得日を 20 歳到達時まで 遡 ったものと推察され、その時点で国民年金の加入手続を行ったとすれば、申立期間中の保険料の一部は時効により納付できず、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと供述しているが、このことは、申立期間について申立人の夫も未納であることと符合する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。